

事 務 連 絡
令和元年 10 月 29 日

指定医療機関 管理者 殿

関東信越厚生局 健康福祉部 医事課長

令和元年台風 19 号に伴う災害により被災した指定医療機関の人員基準等及び診療報酬等の請求の事務の取扱いについて

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の円滑な業務の運営につきましては、日頃から格別のご理解とご協力をいただきお礼を申し上げます。

さて、令和元年台風 19 号に伴う災害により被災した指定医療機関の人員基準等及び診療報酬等の請求の事務については、当面、下記のとおり取り扱うこととしたので、関係職員への周知を図るようお願いいたします。

記

1. 令和元年 10 月以降の指定医療機関の人員基準等について

今回の災害により被災した指定医療機関の職員が一時的に不足し、人員基準を満たすことができなくなるなどの場合がある。この場合について、柔軟な取り扱いを可能とする。

2. 令和元年 10 月診療分以降の診療報酬等の請求について

令和元年 10 月以降の診療分に係る診療報酬等の請求については、請求の遅延が想定されることから、請求の遅延があった場合においても、柔軟な取り扱いを可能とする。

<担当>

関東信越厚生局 健康福祉部 医事課
医療観察指導係 飯田、山村、小林、白石
TEL 048-740-0827 / FAX 048-601-1331